

A0101-11	容器・貯槽はどんなものでも完成後の検査を行うこと		
本文	消防法が適用される容器・貯槽はもちろんのこと、それ以外の常温常圧(近辺)で使用する容器・貯槽であっても、完成後の所定の検査を必ず実施すること		
リスクの種類	機器崩壊 内容物漏洩 火災 環境汚染	関連目次・章節	
理由(何故)	<ul style="list-style-type: none"> ・不完全な溶接箇所があれば単に漏れるだけでなく強度不足により損壊する。 ・大型貯槽であれば操業に支障をきたすだけでなく、内容物の性状によっては大規模な火災、環境汚染を惹き起こす恐れがある。 ・糖蜜や水のような危険性のない物質でも流出量が多ければそれだけで洪水・浸漬など危険なものとなる。 		
方策	<p>消防法適用の容器・貯槽は、法に規定されている手順で検査を行う。</p> <p>それ以外の容器・貯槽については、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 現地組立ての機器の完成(試験)検査の内容や手順を定め、必ず実施する。 2) 発注予定先の調達や外注管理能力(場合によっては現場従業員の技量や実績の審査を含める)を調査の上、発注する。 		
事故例	<p>① 9500m³の貯槽(高さ15m)が崩壊し、津波状の糖蜜で周辺の建築物が破壊され、数ブロックが0.6~1mの深さの糖蜜で覆われ救助活動もままならなかった。死者21名、負傷者150名。原因はいろいろ取りざたされているが、タンク完成時の水張り試験を実施しなかった上、漏洩を隠すため塗装色を変えるなど維持管理姿勢に問題があった。(1919年1月 Purity Distilling Company, Great Boston)</p> <p>② 米国アイオワ・オハイオ・ミシガン地区の50~150万ガロン規模の液体肥料タンクが損壊流出し、アンモニアの燐酸塩・チオ硫酸塩・ポリ燐酸塩、燐酸、塩化マグネシウムなどが大小河川に流入、汚染する事故が発生した。これらは Carolyn Equipment および Nationwide Tanks の2社が現地組立したもので、いずれも溶接の欠陥が原因とされている。(1997年3月、1999年7月、2000年1月および3月)(US EPA 550-F-01-001, Jan 2001)</p>		
法的参考事項	<p>消防法 第11の二(取り扱い所等の構造、設備等の検査)</p> <p>同法 第11条第5項(完成検査)</p>		
備考			